私立専修各種学校設置認可手続（二段階審査）

期間	手続の流れ	注意事項
	設置認可相談	
	⇩	
	学校設置認可 申請書提出	＊申請期限 ・４月開校：開校の前々年度の３／31 ・10月開校：開校の前年度の９／30 ただし、工期等を十分考慮のこと（開校の３か月前には竣工できること）。 ※ 認可基準を充足している建物を校舎として使用する場合は一段階審査。その際の申請期限は、当分の間、開校の６か月前。
最低 2か月	所轄庁の調査 ・書類審査 ・現地調査	
	私立学校審議会諮問	＊ 申請の受付は原則、申請期限の1年前から。
	審議会部会調査 ・現地確認 ・申請者面接	＊ 校舎図面作成にあたっては、管轄する区市の建築担当部署と充分に相談をすること。
	審議会中間答申	＊ 設置計画に対する審議会の承認・不承認
	学校設置計画承認 （不承認）通知	＊ 所轄庁の通知
	⇩	
	校舎建設着工 （PR活動開始可 （1年前から））	＊ 校舎等の建設は、設置計画承認の通知があってから
	⇩	
工期	校舎又は施設設備 の変更届提出	＊ 計画変更があるときは、所轄庁に届け出る
	⇩	
開校の3か月前には竣工	建設工事完了 （校舎等建設完了届提出）	＊ 建築の検査済証、消防法に基づく検査結果通知書を添付 ＊ 教具、校具、図書等を設置し、開校できる状態であること。
最低 2か月	所轄庁現地調査	
	私立学校審議会諮問	
	審議会部会調査 ・現地確認 ・申請者面接	
	審議会本答申	＊ 設置認可についての審議会の答申
	学校設置認可 （認可書交付） （生徒募集開始可）	＊ 学校法人新設の場合、法人の認可と同時
	⇩	
4月 又は10月	開　校	